

兵庫県公報

令和4年9月13日 火曜日 第345号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 公示送達（地域福祉課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良施設の管理規程の認可（同）	4
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	4
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	4
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 入札公告（物品管理課）	6
○ 落札者等の公示（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
警察本部告示	
○ 兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示	10

告 示

兵庫県告示第1056号

次の者に対する処分は、本人の所在が不明のため、処分の謄本を交付することができないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 住所 加古川市野口町433-7 レオパレス104
- 2 職業 不詳
- 3 氏名 小坂政明
- 4 裁決書は、兵庫県福祉部地域福祉課において保管します。請求があれば交付します。

兵庫県告示第1057号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川西部土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
安田正義

住 所
加東市山国2014番地236

兵庫県告示第1058号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市井吹土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	三浦清之	神戸市西区伊川谷町井吹623番地
同	三浦泰弘	同 市同区伊川谷町井吹593番地
同	澁谷美徳	同 市同区伊川谷町井吹1270番地
同	柳瀬孝司	同 市同区伊川谷町井吹1381番地の1
同	三浦修	同 市同区伊川谷町井吹602番地
同	村上雅一	同 市同区伊川谷町井吹736番地の1
同	澁谷恵美子	同 市同区伊川谷町井吹1239番地の1
同	三浦徹哉	同 市同区伊川谷町井吹1197番地
同	三浦耕一郎	同 市同区伊川谷町井吹581番地
監事	秋定利彦	同 市同区伊川谷町井吹440番地
同	柳瀬浩二	同 市同区伊川谷町井吹1394番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	三浦修	神戸市西区伊川谷町井吹602番地
同	赤松義春	同 市同区伊川谷町井吹1342番地
同	秋定利彦	同 市同区伊川谷町井吹440番地
同	栗本修市	同 市同区伊川谷町井吹1387番地の3
同	村上貴史	同 市同区伊川谷町井吹744番地
同	三浦健一	同 市同区伊川谷町井吹618番地
同	村上雅一	同 市同区伊川谷町井吹736番地の1
同	柳瀬公子	同 市同区伊川谷町井吹1403番地
同	澁谷辰己	同 市同区伊川谷町井吹1214番地
監事	三浦千尋	同 市同区伊川谷町井吹1195番地
同	三浦守	同 市同区伊川谷町井吹340番地



兵庫県告示第1059号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

中郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩佐當久	豊岡市中郷1595番地
同	丸岡正夫	同 市中郷1706番地
同	新田義孝	同 市中郷1491番地
同	河本智司	同 市中郷7番地の1
同	西垣芳昭	同 市中郷1668番地
同	坂本富美枝	同 市中郷1305番地
同	森敏宏	同 市中郷1697番地
同	武中均	同 市中郷1613番地の1
監事	齋藤秀樹	同 市中郷711番地の1
同	森本和仁	同 市中郷1665番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 當 久	豊岡市中郷1595番地
同	丸 岡 正 夫	同 市中郷1706番地
同	新 田 義 孝	同 市中郷1491番地
同	河 本 智 司	同 市中郷7番地の1
同	西 垣 芳 昭	同 市中郷1668番地
同	坂 本 富美枝	同 市中郷1305番地
同	森 敏 宏	同 市中郷1697番地
同	武 中 均	同 市中郷1613番地の1
監 事	上 坂 孝 一	同 市中郷1681番地
同	井 戸 畑 夫	同 市中郷1598番地



兵庫県告示第1060号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

苅屋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	龍 田 惇	たつの市御津町苅屋632番地
同	大 西 泰 文	同 市御津町苅屋709番地
同	柴 田 和 彦	同 市御津町苅屋232番地14
同	柴 田 将 之	同 市御津町苅屋1300番地3
同	榮 田 和 也	同 市御津町苅屋589番地
同	門 内 盛 哉	同 市御津町苅屋493番地15
同	萩 原 榮 一	同 市御津町苅屋806番地1
同	勝 間 浩 三	同 市御津町苅屋61番地10
同	沖 田 裕 一	同 市御津町苅屋674番地
同	濱 本 元 喜	同 市御津町苅屋699番地
同	田 淵 大 勝	同 市御津町黒崎75番地2
同	黒 田 久 作	同 市御津町黒崎200番地
同	高 尾 礼 三	同 市御津町釜屋301番地
同	角 田 和 彦	同 市御津町苅屋741番地
同	堤 幸 規	同 市御津町苅屋721番地
監 事	瀬 川 勝 實	同 市御津町苅屋642番地
同	濱 本 昭 信	同 市御津町苅屋694番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	濱 本 昭 信	たつの市御津町苅屋694番地
同	木 田 雅 也	同 市御津町苅屋713番地
同	堀 江 隆 司	同 市御津町苅屋226番地1
同	濱 本 元 喜	同 市御津町苅屋699番地
同	柴 田 将 之	同 市御津町苅屋1300番地3
同	榮 田 和 也	同 市御津町苅屋589番地
同	内 海 建 雄	同 市御津町苅屋635番地1
同	萩 原 榮 一	同 市御津町苅屋806番地1
同	門 内 盛 哉	同 市御津町苅屋493番地15
同	沖 田 裕 一	同 市御津町苅屋674番地

同	堤 幸 規	同	市御津町苧屋721番地
同	八 木 隆 博	同	市御津町苧屋205番地5
同	丸 田 裕 史	同	市御津町黒崎169番地
同	田 淵 大 勝	同	市御津町黒崎75番地2
同	高 尾 礼 三	同	市御津町釜屋301番地
監 事	柴 田 和 彦	同	市御津町苧屋232番地14
同	勝 間 浩 三	同	市御津町苧屋61番地10
同	中 岡 清	同	市御津町釜屋4番地20



兵庫県告示第1061号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良区の申請に係る土地改良施設の管理規程を次のとおり認可した。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 認可年月日 令和4年8月12日
- 2 土地改良区 上田池土地改良区
- 3 管理規程を定めた土地改良施設とその所在

施設名	ダムの諸元			所在
	形式	堤高	堤長	
上田池ダム	直線重力式粗石モルタル	41.5m	131.0m	南あわじ市神代社家地内

4 管理規程の概要

- (1) 取水に関する事項
 - 6月18日から同月22日まで 毎秒0.385立方メートル
 - 6月23日から9月18日まで 毎秒0.193立方メートル
- (2) その他管理規程に記載されている事項
 - ア 貯水、取水又は放流に関する事項
 - イ ゲートの操作
 - ウ 点検及び整備に関する事項
 - エ 緊急事態における措置に関する事項
 - オ 観測及び調査に関する事項



兵庫県告示第1062号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
養父市大屋町宮本字阿弥陀山315の1・315の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1063号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	
駒ヶ林区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	令和4年8月17日
須磨区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	同上
垂水区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	同上



兵庫県告示第1064号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

加入区		同意成立年月日
のり等養殖業	由良町加入区	令和4年8月17日
のり等養殖業	南淡加入区	同上
のり等養殖業	江井ヶ島加入区	同上
のり等養殖業	姫路市、伊保加入区	同上

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年9月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 山崎三津ショッピングタウン
 所在地 宍粟市山崎町三津240 ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳井隆博
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上亮

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ゴダイ株式会社	姫路市駅前町268	浦上晃之
株式会社イエローハット	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鍵山幸一郎
株式会社本家かまどや 外1者	神戸市中央区布引町一丁目1番5号	金原弘周

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上卓也
株式会社イエローハット 外1者	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江康生

4 変更年月日

令和3年7月27日

5 届出年月日

令和4年8月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年9月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年1月13日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年9月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

道路総合管理システム機器 一式 (賃貸借)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和5年1月1日(日)から令和9年12月31日(金)まで(60箇月)

(4) 納入場所

兵庫県庁3号館13階サーバ室

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額

(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和4年9月13日（火）から同月27日（火）（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和4年10月24日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年10月21日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年9月13日（火）から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年9月27日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和4年10月17日（月）午後5時から同月24日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年9月14日（水）から同年10月7日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年9月14日（水）から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年9月27日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年10月17日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に貸借期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年10月20日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年11月7日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 落札者を決定した日
令和4年7月15日
- 4 落札者の名称及び住所
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3 富士ソフトビル
- 5 落札金額
7,760,478円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年6月7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和4年9月13日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
グループウェアサーバ機器 一式(賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月15日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4-1-22
- 5 落札金額
537,680円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年6月7日

警察本部告示

兵庫県警察本部告示第298号

兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和4年9月13日

兵庫県警察本部長 桐原弘毅

兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示

兵庫県警察公文書管理規程(令和3年兵庫県警察本部告示第17号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第14条第1項及び第2項」を「第14条第2項及び第3項」に改める。
第6条第2項中「刑事部機動捜査隊」の右に「、刑事部組織犯罪対策局特殊詐欺特別捜査隊」を加える。

附 則

この告示は、令和4年9月14日から施行する。